



2025 年 5 月 13 日

各位

会社名 黒田精工株式会社
代表者名 取締役社長 黒田 浩史
(コード番号 7726 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 荻窪 康裕
(TEL 044-555-3800)

中間配当制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり、取締役会決議により中間配当を行うことができる旨の定款変更に関する議案を、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 81 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元をより機動的に実施可能とする体制を整備するため、取締役会決議により一事業年度の途中において一回に限り剰余金の配当を行うことができる制度（以下「中間配当制度」といいます。）を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が 2025 年 6 月 27 日開催予定の第 81 期定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

株主の皆様への利益還元をより機動的に実施可能とする体制を整備するため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨、および、その際の基準日を定款に定めるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所を示す。)

変更前	変更後
(剰余金の配当の基準日) 第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 前項のほか、 <u>基準日を定めて</u> 剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 前項のほか、 <u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として</u> 中間配当をすることができる。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025 年 6 月 27 日（予定）

定款変更効力発生日 2025 年 6 月 27 日（予定）

以上